

● 虐待や介護など高齢者に関する相談窓口

☎ 函館市

高齢福祉課

(市役所本庁舎2階)
東雲町4番13号
☎ 21-3025

亀田福祉課

(亀田支所1階)
美原1丁目26番8号
☎ 45-5482

※夜間・休日の場合は「宿日直室(夜間・休日専用) 21-3006」に相談ください。



☎ 函館市地域包括支援センター (住所によって担当包括が異なります)

あ さ ひ
(函館総合在宅ケアセンターあさひ内)
旭町4番12号
☎ 27-8880

入舟町	船見町	弥生町
弁天町	大町	末広町
元町	青柳町	谷地頭町
住吉町	宝来町	東川町
豊川町	大手町	栄町
旭町	東雲町	大森町

こ ん 中 央
(特別養護老人ホーム松濤となり)
松風町18番14号
☎ 27-0777

松風町	若松町	千歳町
新川町	上新川町	海岸町
大縄町	松川町	万代町
中島町	千代台町	堀川町
高盛町	宇賀浦町	日乃出町
的場町	金堀町	広野町

と き と う
(こんクリニック時内)
時任町35番24号
☎ 33-0555

大川町	田家町	白鳥町
八幡町	宮前町	時任町
杉並町	本町	梁川町
五稜郭町	柳町	松陰町
人見町	乃木町	柏木町

ゆ の か わ
湯川町1丁目15番19号
☎ 36-4300

川原町	深堀町	駒場町
湯浜町	湯川町1~3丁目	
花園町	日吉町1~4丁目	

西 堀
富岡町3丁目12番25号
☎ 78-0123

富岡町1~3丁目
中道1~2丁目
鍛冶1~2丁目

亀 田
(亀田病院敷地内)
昭和1丁目23番8号
☎ 40-7755

美原1~5丁目	
赤川1丁目	赤川町
亀田中野町	
北美原1~3丁目	石川町
昭和1~4丁目	

た か お か
(介護老人福祉施設サテライト百楽園内)
高丘町3番1号
☎ 57-7740

戸倉町	榎本町	上野町
高丘町	滝沢町	見晴町
鈴蘭丘町	上湯川町	銅山町
旭岡町	西旭岡町1~3丁目	
鱒川町	寅沢町	三森町
紅葉山町	庵原町	亀尾町
米原町	東畑町	鉄山町
蝦野町	根崎町	高松町
志海苔町	瀬戸川町	赤坂町
銭亀町	中野町	新湊町
石倉町	古川町	豊原町
石崎町	鶴野町	白石町

神 山
(グループホームにしほり神山併設)
神山1丁目25番9号
☎ 76-0820

山の手1~3丁目	
本通1~4丁目	
陣川1~2丁目	陣川町
神山1~3丁目	神山町
東山1~3丁目	東山町
亀田大森町	水元町

よ ろ こ び
(ユニット型介護医療院喜郷内)
桔梗1丁目14番1号
☎ 34-6868

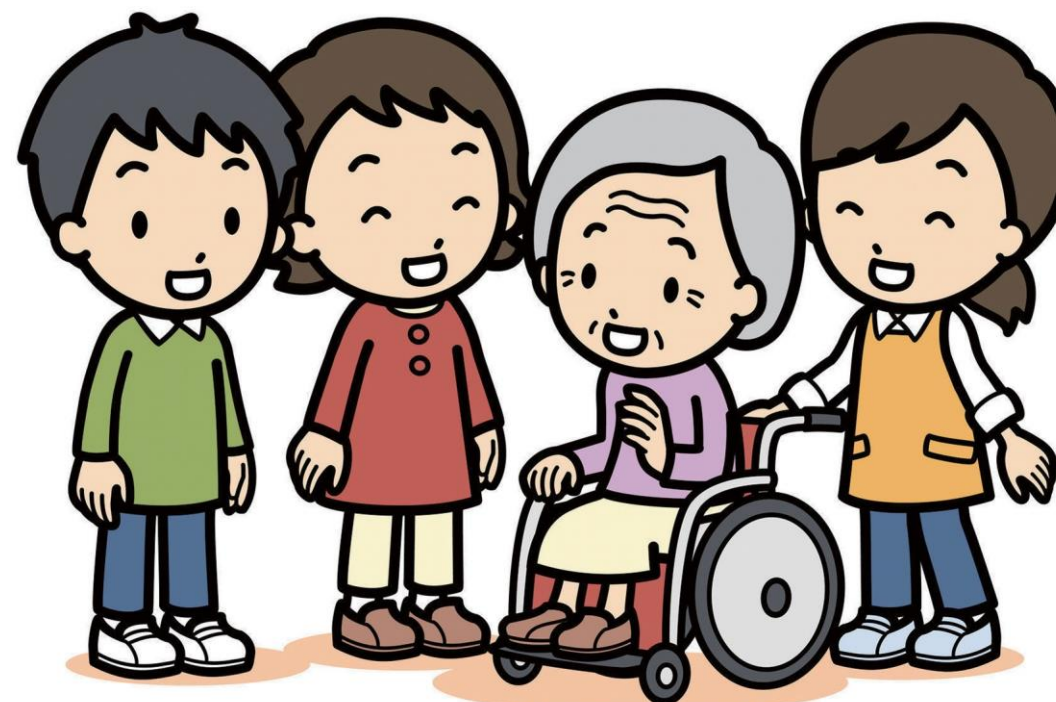
浅野町	吉川町	北浜町
港町1~3丁目		追分町
桔梗1~5丁目	桔梗町	
亀田町	西桔梗町	昭和町
亀田本町	亀田港町	

社 協	ブランチかやべ
(函館市戸井支所内) 館町3番地1 ☎ 82-4700	(函館市南茅部支所内) 川汲町1520番地 ☎ 25-6034
戸井地区 椴法華地区	恵山地区 南茅部地区

み・ん・な・で・防・ご・う!

高齢者虐待

誰もが尊厳をもって暮らせる地域を目指して



虐待かも?と思ったら、ためらわずに相談を

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」)では、高齢者虐待の定義、高齢者虐待の早期発見、高齢者虐待の通報等を受けた場合の措置等を規定しております。

高齢者虐待は、高齢者の身体状況や養護(介護)する人の高齢化、家族・地域とのつながりの希薄化、生活困窮など、高齢者自身の問題だけでなく、取り巻く環境も影響しています。

高齢者や関わる人たちが安心して生活が送れるように、高齢者虐待のサインに気づき、円滑な支援につなげていく必要があります。

函館市

● 高齢者虐待とは

「高齢者虐待防止法」では、65歳以上の高齢者に対する、養護者（高齢者を現に介護・世話をしている家族、親族、同居人等）や養介護施設従事者等（介護サービス事業所や介護施設の職員等）による下記のような行為を高齢者虐待と定義しています。

● こんなことが高齢者虐待にあたります

身体的虐待

- ・殴る、つねる、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどや打撲をさせる
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など



心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・話しかけているのに意図的に無視をする
- ・高齢者を見くだし、子どものように扱う など



介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

- ・入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- ・室内がゴミだらけ等劣悪な環境で生活させる など



性的虐待

- ・排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、強要する など



経済的虐待

- （※養護していない高齢者の親族の行為を含む）
- ・生活費を渡さない、使わせない
- ・自宅等を本人に無断で売る
- ・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど



● 高齢者虐待の背景

高齢者虐待の背景には、養護者（家族等）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくありません。

<養護者（家族等）側>

- ・介護疲れ
- ・経済的な困窮
- ・人格や性格
- ・これまでの人間関係
- ・介護に関する知識不足



- ・認知症による言動の混乱
- ・常に介護が必要な状態
- ・排泄介助が困難
- ・人格や性格

など



<高齢者側>

● 虐待のサイン これらはいくつまで一例です

- 1. 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 2. 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 3. 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
- 4. 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
- 5. 年金や財産収入等があることは明白なのににもかかわらず、お金がないと訴える
- 6. 居住部屋や住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
- 7. 衣服や寝具が汚れたままの場合が多くなる
- 8. 養護者（家族等）から高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 9. 養護者（家族等）が高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 10. 自宅から高齢者や養護者（家族等）の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる

（参考：東京都高齢者虐待対応マニュアル）



高齢者虐待を行っている当事者には、虐待をしている「自覚がない」場合もあります。周囲の人たちが虐待の「サイン」に気づくことが大切です。

● 「虐待のサイン」を見つけたら…？

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに相談・通報する義務があります。



「虐待かも？」と思ったら函館市や地域包括支援センターに相談・通報してください。ご連絡いただいた方の情報を外部に漏らすことはありません。



（相談・通報先は裏面へ）

ただし、生命や身体に関わるような緊急性の高い場合には、警察（110番）や消防（119番）へ通報をお願いします。

● 一人で抱え込まずに相談を

● 最近様子がおかしい



● 介護が大変

虐待に限らず、心配な高齢者や介護の悩みなど、一人で抱え込まず相談してください。

（相談先は裏面へ）